

央 整 第 2 4 6 5 号  
平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日

一般社団法人 島根邑智建設業協会会長 様  
一般社団法人 大田建設業協会会長 様

島根県県央県土整備事務所長  
(企画調整スタッフ)



特殊車両通行許可について (通知)

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度、県民の方から県央県土整備事務所が発注した工事において、建設機械を運搬する際に特殊車両通行許可を得る必要があるにもかかわらず、許可を得ないで運搬しているのではないかとの通報がありました。

つきましては、貴協会会員に対して、島根県公共工事共通仕様書（平成 30 年 4 月 1 日施行）における、「1-1-1-32 交通安全管理」、「1-1-1-34 諸法令の遵守」の規定を遵守するよう周知及び指導をお願いします。



# 【島根県公共工事共通仕様書（平成30年4月1日以降適用（抜粋））】

## 1-1-1-32 交通安全管理

1～11は省略

### 12. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路について4.1m）
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

## 1-1-1-34 諸法令の遵守

### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 地方自治法               | (平成25年6月改正 法律第70号)  |
| (2) 建設業法                | (平成26年6月改正 法律第69号)  |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法        | (平成21年6月改正 法律第51号)  |
| (4) 労働基準法               | (平成27年5月改正 法律第31号)  |
| (5) 労働安全衛生法             | (平成27年5月改正 法律第17号)  |
| (6) 作業環境測定法             | (平成26年6月改正 法律第82号)  |
| (7) じん肺法                | (平成26年6月改正 法律第82号)  |
| (8) 雇用保険法               | (平成28年6月改正 法律第63号)  |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (平成27年5月改正 法律第17号)  |
| (10) 健康保険法              | (平成28年11月改正 法律第84号) |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (平成28年6月改正 法律第66号)  |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (平成28年5月改正 法律第47号)  |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成28年11月改正 法律第89号) |
| (14) 道路法                | (平成28年3月改正 法律第19号)  |
| (15) 道路交通法              | (平成27年9月改正 法律第76号)  |
| (16) 道路運送法              | (平成26年6月改正 法律第69号)  |